



「中小企業等経営強化法」説明会を 旭川市(7/13)で開催します

参加費無料

～中小企業・小規模事業者等の**設備投資**などを支援し、「稼ぐ力」を後押しします～

経済産業省北海道経済産業局では、「中小企業等経営強化法」説明会を開催します。中小企業・小規模事業者等は、同法に基づく「経営力向上計画※」を作成し、国の認定を受けると支援措置が活用できます。

※経営力向上計画とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、生産性を向上させるための計画です。

◆主な支援措置◆

1. 税制優遇

(1) 設備投資に係る**固定資産税を1/2に軽減**

サービス業の方でも使えるよう
対象設備について機械装置に加え、
器具備品、建物附属設備等にも拡充

(2) 中小企業経営強化税制(法人税・所得税)の活用により、

取得設備の**即時償却** 又は 取得価格の最大10%の**税額控除** を選択可能

2. 金融支援

(1) 政府系金融機関による**低利融資**

(2) 信用保証協会による**信用保証枠の拡大** など

■開催概要

- 【日時】 平成29年7月13日(木) 14:00～16:00(定員70名)
- 【場所】 道北経済センター2階ホール(旭川市常磐通1丁目)
- 【内容】 「中小企業等経営強化法(経営力向上計画及び中小企業経営強化税制)」について
- 【説明者】 北海道経済産業局 産業部 中小企業課 担当者
- 【対象】 企業、自治体、支援機関など
- 【主催】 北海道経済産業局
- 【共催】 旭川商工会議所

■申込み

裏面の申込書に必要事項を記入の上、7月10日(月)迄に、FAX又はE-mailでお申込みください。

<申込み・お問合せ先>

北海道経済産業局 産業部 中小企業課(担当:木村、高瀬、東)

TEL:011-709-2311(内線2575)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

【旭川会場】「中小企業等経営強化法」説明会
申込書

北海道経済産業局 産業部 中小企業課 行
FAX:011-709-4138
E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

貴社名/団体名		
ご連絡先	TEL:	
	FAX:	
ご出席者	氏名	所属/役職

※ご提供いただいた情報は、本説明会開催の目的以外には一切使用いたしません。